

社会福祉法人大平福社会役員の費用弁償及び報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、大平福社会役員に対する費用弁償及び報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において役員とは、理事・監事・評議員・評議員選任解任委員とする。

(費用弁償)

第3条 前条に定める者が、その職務のために出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前条の旅費の支給方法は、たいよう保育園職員旅費規程に順次1等級相当とする。

(報 酬)

第4条 理事・監事が、理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席日数1日につき、8,000円を支給し、各年度の総額が320,000円を超えない範囲内とする。

第5条 評議員が、理事長の招集に応じ評議員会に出席したときは、その出席日数1日につき8,000円を支給する。

第6条 評議員選任解任委員が、理事長の招集に応じ評議員選任解任委員会に出席したときは、その出席日数1日につき8,000円を支給する。

第7条 監事が、会計監査のため出席したときは、その出席日数1日につき10,000円を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成30年6月25日から施行する。